

行政評価等プログラム(抄)

平成 14 年 4 月

総務省

我が国行政においては、21世紀幕開けの中央省庁等改革に伴い政策評価制度が導入され、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化に対応するため、行政の自己改善機能の向上を図ることとされた。政府は、効率的で質が高く、成果を重視した行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底するため、政策評価を着実かつ的確に実施していく必要がある。

このような中で、総務省行政評価局は、各府省とは異なる評価専担組織として、政策の評価を実施するとともに、行政評価・監視を実施することとされており、これらの機能を最大限に発揮するよう努めてきている。行政評価局の行う政策の評価は、各府省の政策について統一性又は総合性を確保するための評価を行うとともに、各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものである。また、行政評価・監視は、各府省の業務の実施状況について評価・監視し、業務運営の改善を図るためのものである。このうち、政策の評価については、平成 14 年 4 月から行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)に基づく新たな枠組みにより実施することとなる。

行政評価等プログラムは、総務省行政評価局が政策の評価及び行政評価・監視を重点的かつ計画的に実施するため、平成 14 年度から 16 年度までの3年間において実施する予定のテーマ等を定めるものである。行政評価局は、国民に信頼される公正・透明、簡素・効率的で質の高い行政の実現を図るため、本プログラムに基づき政策の評価及び行政評価・監視を着実に実施することとする。

なお、本プログラムについては、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

I 政策評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価制度は、法及び「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づく新たな枠組みとなり、その実効性を高め、制度に対する国民の信頼を一層向上させることが求められている。

このような状況の下、各府省がその所掌する政策について自ら行う評価はもとより、評価専担組織としての総務省行政評価局が府省の枠を超えて行う評価が重要であることを踏まえ、各府省の政策についての統一性を確保するための評価(以下「統一性評価」という。)及び総合性を確保するための評価(以下「総合性評価」という。)について重点的な取組を推進するとともに、各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価(以下「客観性担保評価」という。)についても本格的な取組を開始する。

具体的には、法及び基本方針に基づき、以下の取組を進める。

(1) 統一性評価及び総合性評価 (法第12条第1項の規定に基づく評価)

統一性評価及び総合性評価については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要のある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ③ 複数の行政機関の所掌に關係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講すべき措置が明らかになっている主要なものについてテーマを設定し、重点的かつ計画的に実施する。

(2) 客観性担保評価等 (法第12条第2項の規定に基づく評価等)

平成14年度からは、法及び基本方針に基づく新たな枠組みの下で、各行政機関における政策評価の結果としての評価書の取りまとめが本格化することを踏まえ、次のような取組を進める。

- ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握
- ② 各行政機関が実施した政策評価の実施形式における客観性・厳格性の審査
- ③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定
- ④ ③を踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

2 平成14年度から16年度の3か年に実施する評価のテーマ

上記1を踏まえ、平成14年度からの3か年においては、以下のテーマについて統一性評価及び総合性評価を実施する。

(1) 統一性評価

政府全体としての規制改革の推進等に資するため、「検査検定制度」、「特別会計制度の活用状況」及び「価格規制」について、統一した観点により横断的に評価する。

(2) 総合性評価

重要課題への政府としての総合的な対応に資するため、「経済協力(政府開発援助)」、「湖沼の水環境の保全」、「留学生の受け入れ推進施策」、「少子化対策」、「少年の非行等問題行動の防止等」、「大都市地域における大気環境の保全」及び「リサイクル対策」について、その総合的な推進を図る見地から、一括して、全体として評価する。

3 平成14年度に実施する評価のテーマ

平成14年度に実施する統一性評価及び総合性評価は、上記のうち、「検査検定制度」、「特別会計制度の活用状況」、「経済協力(政府開発援助)」及び「湖沼の水環境の保全」とする(各年度の実施予定については、別紙の「政策評価」の項のとおりとする。)。

4 評価の実施に関する重要事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会における審議

評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用並びに評価の中立性及び公正性の確保の観点から、政策評価・独立行政法人評価委員会の審議を踏まえる。

(2) 行政評価・監視との連携

行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど、行政評価局として政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。

5 総務省設置法に基づき着手した評価

上記2及び3に掲げるもののほか、法施行前において総務省設置法(平成11年法律第91号)に基づき着手した評価のテーマは、次のとおりである。

「リゾート地域の開発・整備」

「地域輸入促進」

「容器包装のリサイクルの促進」

「障害者の就業等」

「政府金融機関等による公的資金の供給」

(別紙)

区分		平成14年度	平成15年度	平成16年度		
政策評価	統一性評価	・検査検定制度 ・特別会計制度の活用状況	・検査検定制度 ・特別会計制度の活用状況	・価格規制		
	総合性評価	・経済協力(政府開発援助) ・湖沼の水環境の保全	・経済協力(政府開発援助) ・留学生の受入れ推進施策 ・少子化対策	・少年の非行等問題行動の防止等 ・大都市地域における大気環境の保全 ・リサイクル対策		
	客観性担保評価等	① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握 ② 各行政機関が実施した政策評価の実施形式における客観性・厳格性の審査 ③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定 ④ ③を踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価				
行政評価・監視	国民の安全、治安の確保	・食品表示 ・医療事故 ・航空安全行政 ・PCB廃棄物の保管、管理等	・原子力安全行政 ・矯正行政	・出入国管理行政		
	経済活動の活性化	・産業活動活性化(中小企業に係る経営革新・創業の推進)	・中心市街地活性化 ・規制行政(業務活動規制) ・農業経営構造対策	・規制行政(必置資格等)		
	安定し充実した国民生活の実現	・教員の養成、資質向上等	・児童福祉	・中間法人制度		
	行政の組織・運営の合理化、効率化、経費の効率的使用等	・防衛施設の建設・管理等	・外交・在外業務実施体制及び運営 ・公共工事の入札・契約制度 ・公的法人に係る監査・評価機能	・労働基準・安全行政 ・国際文化交流 ・補助金等 ・船舶の検査・登録		
	既往の勧告による改善状況のモニタリング	・社会福祉法人の指導監督 ・自動車運送事業(安全確保対策等)	(諸般の情勢に応じ適期に実施)			
	規制制度の全体像の把握	・許認可等の実態把握 ・公的規制の体系的把握に関する基礎調査				
	国民からの苦情、事故・災害等を契機とした緊急の諸課題や政府の重要課題に関する行政評価・監視の機動的実施					
政策評価制度の推進に関する業務	- 政府全体の政策評価実施状況等の取りまとめ・公表 - 評価手法等の先導的調査研究 - 政策評価に関する全政府的な研修の実施 - 政策評価等支援システムの整備 - 政策評価等に関するクリアリング・ハウス機能の充実					
委員会に関する業務	委員会が行う以下の活動等を的確に補佐 ○政策評価関係 - 政策評価に関する基本的事項の調査審議 - 統一性評価及び総合性評価の実施並びに客観性担保評価の実施に係る重要事項の調査審議 ○独立行政法人評価関係 - 独立行政法人の業務実績に関する評価結果についての審議 - 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告についての審議 - 独立行政法人に関し行うこととされている公表資料の取りまとめ・公表					

実施年度	平成 16 年度
テーマ名	大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価(総合性評価)
背景事情	<p>① 大気環境の保全については、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づき、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等の規制、自動車排出ガスに係る許容限度の策定等の施策が講ぜられてきた。しかし、東京や大阪周辺の大都市地域においては、ディーゼル車の増加、自動車交通量の増大等により、自動車から排出される窒素酸化物について総体として削減が図られない状況が発生</p> <p>このため、平成 4 年 6 月に、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車 NO_x 法」という。)が制定され、窒素酸化物特定地域の指定、窒素酸化物総量削減基本方針の策定(閣議決定)、窒素酸化物総量削減計画の策定(都道府県知事策定)等により、各種施策が講じられてきた。</p> <p>② しかし、その後、大都市地域では、自動車交通量の一層の増大等により、対策の目標とした二酸化窒素に係る大気環境基準の達成が困難な状況となるとともに、浮遊粒子状物質による汚染も厳しい状況となったこと等から、窒素酸化物に対する従来の施策を更に強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るために新たな施策を講ずることが喫緊の課題となつた。</p> <p>③ このため、平成 13 年 6 月に自動車 NO_x 法を改正(自動車 NO_x・PM 法)し、窒素酸化物に対する従来の施策については、特定地域の拡大や車種規制の追加等により更に強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減に関する施策については、特定地域の指定、車種規制の導入等新たな施策を講ずることとした。</p> <p>④ 今後、この自動車 NO_x・PM 法に定められた各種施策を総合的に実施し、大都市地域における大気環境の保全を確保することが必要</p>
評価の観点等	<p>① 大都市地域の大気環境保全政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 大都市地域の大気環境保全政策について、関係行政機関の各種政策が、総体としてどの程度効果を上げ、その結果大気環境の保全にどの程度寄与しているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価</p>
主な調査対象機関及び 関係調査等対象機関	国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等